

～後期高齢者医療保険からのお知らせ～

平成24年度、平成25年度の保険料率が決まりました

平成24年度の軽減措置についても、決定しました。

○保険料率

区 分	平成22年度、平成23年度	平成24年度、平成25年度
所得割率	7.36%	8.48%
均等割額	39,600円	42,700円
限 度 額	50万円	55万円



平成24年度保険料額の計算方法

年間保険料額
〔100円未満切捨て〕

=

均等割額
〔42,700円〕

+

所得割額
〔(平成23年中の総所得金額等-33万円)×8.48%〕

軽減に該当する方は、軽減額を引いてください。

4月以降途中加入の方は、「年間保険料額」×加入月÷12月(100円未満切捨て)で求めた金額が保険料額となります。

○平成24年度軽減内容

平成24年度の軽減割合や該当条件は、平成23年度と同じで変更はありません。

※被扶養者軽減に該当する方については、2年間という期限がなくなりました。

軽 減 内 容	軽減該当条件 (均等割の軽減は被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が対象)	軽 減 額
均等割9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	38,430円
均等割8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	36,295円
均等割5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	21,350円
均等割2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	8,540円
所得割5割軽減	総所得金額等-基礎控除額(33万円)が58万円以下	所得割額÷2 (1円未満の端数は切上げ)
被扶養者軽減 (均等割9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。	38,430円

※詳しくは、4月世帯配布のリーフレット「平成24年度版 後期高齢者医療制度のごあんない」をご覧ください。

【問い合わせ先】

健康課国保係(内線322) 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171